【商品概要説明書】　　七島信用組合

平成２６年６月２日現在

<table>
<tr><td>商品名</td><td>相続定期預金</td></tr>
<tr><td>販売対象</td><td>当組合及び他の金融機関で相続手続を完了してから１年以内（※注１）に、相続により取得した預貯金等（※注２）を原資としてお預け入れいただける方で、当組合に普通預金口座等をお持ちの個人のお客さま。
※注１）相続により預貯金等を受領した日の１年後の月末日（窓口休業日の場合は前営業日）までのお預け入れに限ります。
※注２）①預貯金
②有価証券や不動産の解約・換金した代金　等
※注３）複数口に分けてお預けいただけます。
※注４）一旦この預金に預け入れた資金を、中途解約後にこの預金に再度預け入れることはできません。</td></tr>
<tr><td>預入期間</td><td>６ヶ月、１年、３年、５年
■元金自動継続または元利金自動継続扱い
■「総合口座」担保定期預金とすることができます。
※貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％を上乗せした利率になります。</td></tr>
<tr><td>■預入限度額
■預入金額
■預入単位</td><td>■預入限度額：５０万円以上相続により取得した金額の範囲内
■預入限度額：①スーパー定期　・・・３００万円未満
②スーパー定期 300・・・３００万円以上
③大口定期預金　・・・1,０００万円以上
■預入単位　：１円単位</td></tr>
<tr><td>利息</td><td>■当初預入時の適用金利は、預入時の店頭表示の利率に、お預入れ金額と預金者の出資加入有無により、次の利率を適用します。
また、年金を他行にてお受け取りになっている方で、当組合へ受給口座を変更しお預入れしていただける方は、上記の利率へ次の利率を上乗せいたします。
<table>
<tr><td></td><td>期間</td><td>店頭表示金利への上乗せ利率</td><td>年金受給口座を他行より変更しお預入れしていただける方</td></tr>
<tr><td rowspan="4">組合員外の方</td><td>6ヶ月</td><td>＋０．１５％.</td><td rowspan="8">左記上乗せ利率へ
＋０．１０％</td></tr>
<tr><td>1年</td><td>＋０．２０％.</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>＋０．２５％</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>＋０．３０％</td></tr>
<tr><td rowspan="4">組合員の方</td><td>6ヶ月</td><td>＋０．２０％</td></tr>
<tr><td>1年</td><td>＋０．２５％</td></tr>
<tr><td>3年</td><td>＋０．３０％</td></tr>
<tr><td>5年</td><td>＋０．３５％</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	※出資加入手続きと同時のお預け入れも可能です。 ※年金受給口座変更手続きと同時のお預け入れも可能です。なお、契約期間中に年金受給口座を他行へ変更された場合には、上乗せ利率は満期時適用されません。 ※各手続き等につきましては、窓口担当者へお問い合わせください。 ■初回満期日以降の適用金利 上記の上乗金利は、初回満期日以降はその時点での店頭表示金利にて自動継続されます。 ■支払方法 満期日および解約日に一括して払い戻します。 ■計算方法 ①スーパー定期及びスーパー定期 300 付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算とします。 ②大口定期預金 付利単位を１００円とし、１年を３６５日とする日割計算とします。
手続きに 必要なもの	■当組合で相続手続された方 ①本人確認書類（運転免許証・健康保険証等） ②お届印 ■他の金融機関で相続手続をされた方 ①本人確認書類（運転免許証・健康保険証等） ②お届印 ③以下の事項が確認できる書類 ○お預けされる方が相続人であること ○金融機関等での相続手続完了時期 ○相続により取得した金額 例）・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続依頼書の写し ・戸籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し　等 ※確認内容により上記以外の書類をご提出いただく場合があります。 ■年金受給口座の変更をされる方 ①以下の事項が確認できる書類 ○基礎年金番号 ②お届印
中途解約時の 取扱い	■満期日前に解約する場合は、預入期間に応じ、以下の中途解約利率により計算した利息から税金を差し引いた金額と共に元本金額を払い戻します。なお、預入日当日の解約は受付できません。また、元本の一部のみの解約はできません。 ■中途解約利率につきましては、各「自動継続自由金利型定期預金規定」をご参照頂くか、当組合窓口へご確認ください。

<table>
<tr><td>預金保険</td><td>預金保険の保険対象です。この預金は「決済用預金」ではありませんので、お客様が当組合にお預け入れの他の保険対象預金と合算して、元本１,０００万円までとその利息のみが預金保険で保護されます。</td></tr>
<tr><td>税金</td><td>■利息
源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）として課税されます。</td></tr>
<tr><td>■苦情処理措置
■紛争解決措置</td><td>■苦情処理措置　本商品の苦情等は、当組合営業日に、営業店または本部総合企画部（04992-2-1661）へお申し出下さい。
■紛争解決措置　紛争への対処にかかる措置として、当組合においては「しんくみ苦情等相談所」の協定する弁護士会へご連絡下さい。
<table>
<tr><td>名称</td><td>東京弁護士会
紛争解決センター</td><td>第一東京弁護士会
仲裁センター</td><td>第二東京弁護士会
仲裁センター</td></tr>
<tr><td>電話</td><td>03-3581-0031</td><td>03-3595-8588</td><td>03-3581-2249</td></tr>
<tr><td>受付
日時</td><td>月～金
（除 祝日、年末年始）
9：30～12：00
13：00～15：00</td><td>月～金
（除 祝日、年末年始）
10：00～12：00
13：00～16：00</td><td>月～金
（除 祝日、年末年始）
9：30～12：00
13：00～17：00</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>その他参考となる事項</td><td>■既に当組合にお預け入れのお客さま名義の預金等（相続によるものでない預金等）でのお預け入れはできません。</td></tr>
</table>